徳島県告示第五百三十五号

を縦覧に供する。 を変更したいので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第五項の規定に基づき地域森林計画 同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、 地域森林計画の案

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一森林計画区の名称

那賀・海部川森林計画区(阿南市、 那賀郡及び海部郡一円)

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課及び徳島県南部総合県民局

三 縦覧期間

令和七年十月二十一日から

令和七年十一月二十一日まで

備考

した文書をもって、 当該地域森林計画の案に意見がある者は、 意見を申し立てることができる。 縦覧期間満了の日までに、 知事に、 理由を付